

2018年10月31日

中国電力株式会社
代表取締役社長執行役員 清水 希茂 様

島根原発エネルギー問題県民連絡会
代表世話人 北川 泉

原子力規制委員会への島根原子力発電所3号機 「新規規制基準の適合性審査申請」の取り下げについて

私達は、原発に頼らない再生可能エネルギー社会をめざし活動する県民連絡会です。福島原発事故を契機に、「脱原発」、「脱化石燃料火力」は、今や圧倒的な国民世論となり、世界の国々の新しい流れにもなっています。

私達は、貴職の電力事業が原発や石炭火力から再生可能エネルギーに転換されることを心より願っています。

さて、貴職が行った島根原発3号機の適合性審査申請は、内容（地震、津波、火山など）が、5年前に行われた島根原発2号機の「当初申請の通り」とのみ記載されていたり、根拠となる解析結果が示されていないなど、審査を行うことが不可能な内容であると原子力規制委員会に指摘され、門前払い、塩漬けになっていると報道されています。更に今日の新聞報道によると、2号機資料についても、規制委員会は「要求したレベルに達していない」と資料を受理しなかったとのこと。

この行為は、関係自治体や住民軽視と軌を一にした重大な欺瞞と言わざるをえません。

さらに、島根原発3号機稼働の社会的必要性（エネルギー需給）、実効性のある避難計画、3号機の安全性の確保、島根原発から30キロ圏内に位置する各自治体の「事前了解権」を認める立地自治体並みの安全協定締結問題等の重要な課題も未解決のままになっています。

そこで私たちは、下記の事項について申し入れますので、11月15日までに文書による回答をいただきますようお願い致します。

記

1. 貴職が、原子力規制委員会に提出した島根原発3号機の新規制基準への適合性審査申請に不備があったことは明らかであり、審査申請は撤回すること。
2. 不備だらけの島根原発3号機の適合性審査申請について、なぜそのような申請をしたのか、立地自治体及び30^キ圏内のいわゆる周辺自治体（出雲市、雲南市、安来市、境港市、米子市）における住民説明会を開催すること。
3. 貴社が島根県及び松江市と締結している島根原子力発電所に係る安全協定における同等な「事前了解権」を含む新しい安全協定を、2号機または3号機の規制委員会審査終了までに、周辺自治体及び鳥取県と締結すること。